

質問第一〇六号

国旗・国歌に対する菅総理の認識に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十二年六月十四日

山谷えり子

参議院議長 江田 五月 殿

国旗・国歌に対する菅総理の認識に関する質問主意書

菅総理は、「国旗及び国歌に関する法律」の採決（平成十一年七月二十二日の衆議院本会議）において反対票を投じている。また、出演者とスタッフ全員が「君が代」を斉唱するのが習わしのラジオ番組に出演したときに、菅総理は国歌である「君が代」を歌わなかったと新聞報道されている。

日章旗及び君が代は広く日本国民に定着した国旗・国歌であり、右の報道が事実であれば、総理が国旗・国歌の法制化に反対し、国歌を歌うことを拒否するという極めて重大な問題ではないかと考える。

そこで、以下のとおり質問する。

一 菅総理は平成十一年七月二十二日、「国旗及び国歌に関する法律」の採決において反対している。それは何故か。また、総理となった現在は、国旗・国歌に対し、どのような認識を持っているのか具体的に示されたい。

二 北海道の公立小中学校などで今春行われた卒業式で、国歌斉唱時に教職員が起立しない学校が九六校、入学式で起立しなかった学校が六八校あったと報道されている。

このような国歌斉唱時の教職員の不起立について、菅総理はどのように考えるか示されたい。

三 二に関して、北海道教職員組合が事前に組合員に対し、起立しないことについて北海道教育委員会との間に「処分で強制しない」、「共通の理解で実施する」といった合意があるかのように読める文書を配布していたと報道されている。

右の件について、文部科学省は北海道教育委員会と北海道教職員組合に真意をたずねたか。たずねていないとすれば、たずねるべきと考えるが、政府の考えを示されたい。

四 今後、国際人としても、祖国の国旗・国歌を大切にすることを重要と考えるが、新学習指導要領にもとづいた指導をどのように行っていくか、政府の見解を示されたい。

右質問する。